

求職者とのトラブル防止のために、適切な 労務管理と求人内容の明確化を！

最近、介護・福祉事業所の勤務条件や求人内容との相違に関する苦情相談が多く寄せられており、中には労働基準法違反と思われる内容のものも含まれております。介護・福祉事業を取り巻く環境が厳しい中で、施設を運営されていることと存じますが、優秀な人材確保の観点から、労働基準法を始めとする各種法令に基づいた労務管理と、正確な求人票の作成について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

正確で明確な求人条件の明示は、以下の理由で必要とされています。

① 法律による義務

「求人者は安定所に対して求人申込みを行う際に労働条件の明示義務がある。
(職業安定法第5条の3第2項)」

② 労働者保護

求職者は、求人内容が**実際の労働条件と異なる正確なもの**と考えています。
悪意による虚偽記載でなくても、あいまいな記載は誤解を招く原因となります。

チェックしてみましょう、求人条件

貴社の求人票は正確で明確ですか？ 次の☑チェックポイントで確認しましょう。

賃金	<input type="checkbox"/>	実際の賃金が、求人票の「 賃金 (a+b) 」欄の記載額と同じ。(求人票は税込表示)
	<input type="checkbox"/>	採用面接で、求人票に記載した 賃金と同じ額 を提示している。
	<input type="checkbox"/>	求人票の「 a 基本給 」欄には、 固定残業代(※)を含めていない 。 (※) 実際の時間外労働、休日労働および深夜労働の有無にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働および深夜労働に対して、その名称にかかわらず定額で支払われる割増賃金。
時間	<input type="checkbox"/>	実際の就業時間が、求人票の「 就業時間 」欄の記載時間を超えていない。
	<input type="checkbox"/>	休憩時間は、求人票に記載した 休憩時間と同じ時間 与えている。
職種	<input type="checkbox"/>	求人予定の職種や仕事の内容が、求人票の「 職種 」「 仕事の内容 」欄の記載と同じ。
	<input type="checkbox"/>	採用面接で、求人票に記載した 職種や仕事の内容 を提示している。
選考	<input type="checkbox"/>	求人票に記載した 選考結果通知までの日数内 に連絡している。
	<input type="checkbox"/>	不採用者の履歴書は選考終了後、 速やかに返却(または破棄) している。
	<input type="checkbox"/>	労働契約締結時には、 労働条件通知書等により労働条件を明示 している。

▶▶▶ 裏面に苦情相談の一例を掲載しています

適切な労務管理及び求人票の明確化をしておけば、トラブルは防げます！

賃金

「求人票よりも**低い賃金額**を提示され、戸惑いました。」

「基本給（月額平均）」または「時間額」欄には、**実際に支払うことのできる額**を記載してください。

求職者に、記載された下限額を下回る額を提示することはできません。（試用期間中の条件が異なる場合は、求人票に表示することが可能です）

なお、ハローワークの求人票の金額表示は、各種控除前の金額です。

就業場所

「面接時に求人票に記載されている就業場所とは**異なる就業場所**で勤務することとなつてと言われました。」

「就業場所」は、**応募者が実際に勤務することとなる場所をあらわすもの**です。

また、**通勤の距離・手段を含め求職者が応募先を決める際の大きな条件の一つ**です。

ハローワークの紹介を受けて応募した方を、求人票と異なる就業場所（異なる施設、関連会社の施設等）で採用した場合、**各種助成金の対象とはなりません**。

また、採用した方が雇用保険受給者であった場合、本人に対して支給される**各種給付金の対象とならず**、トラブルとなるケースが見られます。

なお、求職者の能力・適性等から別の就業場所で採用を希望する場合には、**求職者に説明する前に、ハローワークにご相談**ください。

労働時間

「休憩時間であるにもかかわらず、利用者と一緒に昼食をとることを強要され、実際は**少ない時間しか**与えられませんでした。」

求職者は、求人票に記載されている時間と実際の労働時間が同じであるという理解で応募しています。

※「**就業時間**」は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間40時間となっており、原則としてこれを超えて労働者に労働させることはできません（労働基準法第32条）。

「**休憩時間**」は、労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を、労働時間の途中で与えなければなりません（労働基準法第34条）。

休憩時間の3原則 ・労働時間の途中で与える ・労働から完全に解放される ・一斉付与（一斉付与については、業種により例外あり）

職種

「調理員の求人で応募しましたが、経験・資格のない**別の職種（介護職員）**での勤務を強要されました」

「職種」は、**応募者が実際に携わる仕事の内容をあらわすもの**です。求人申込み時によく検討してから記載してください。

なお、求職者の能力・適性等から別の職種で採用を希望する場合には、**求職者に説明する前に、ハローワークにご相談**ください。